

平成 22 年 5 月 30 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530057

研究課題名（和文） 理論学的視座から見た経済刑法の解釈適用論

研究課題名（英文） Interpretation and Application of Economic Criminal Laws  
from Theoretical Bases

研究代表者

伊東 研祐（ITO H KENSUKE）

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：00107492

研究成果の概要（和文）：

「法益」概念は、現代社会における経済事犯の不法実体を捕捉し、解釈論を先導する観念として、適用場面を適切に限定すればなお中核的な役割を果たし得るが、その実効的な保護を考える上では、組織体「文化」ないし「風土」というような規範論的実体概念を適切に用いる必要がある。しかし、我が国の経済刑法学説・実務等は、法益概念の内実及び法益保護思想の理解において大きな問題を抱え、規範論的実体概念の受容も不活発である。

研究成果の概要（英文）：

The concept Rechtsgut, i.e. a criminally-protected-legal-interest, is still functional in grasping the core of modern economic crimes and in interpreting related criminal statutes, when it is used in a proper context. To enhance the criminal protection of economic Rechtsgut, however, substantive concepts derived from the so-called Norm Theory, such as Corporate or Organizational Culture and Landscape, should be utilized in designing the enforcement framework. Regrettably, in Japanese economic criminal law theories and practice, the understanding of the Rechtsgut concept and its background policy is problematic, and also the acceptance of substantive concepts of the Norm Theory is quite inactive.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：1) 経済刑法 2) 競争刑法 3) 法益 4) 会社法罰則 5) 法人処罰 6) 組織体刑事責任 7) EU 刑法

## 1. 研究開始当初の背景

ここ暫くの経済状況の大きな変動に伴い、経済刑法の適用事案が目を惹くに至ったが、市場の国際化・IT技術の発展等に促進された経済活動の質的变化という事情は、既にそれに先だって、刑事立法的対応の必要性ということ必然的に認識させるものであった。しかしながら、我が国において20世紀末から21世紀初頭に現実に行われたのは、刑罰ないし制裁の新設・加重を中心とした国内刑法の改正ばかりであり、国際化への対応等は進まなかった。組織体の刑事責任に関する基礎理論的研究・理論構築と当該理論の近時の企業統治機構の改革下における妥当性の検証を行い、不可避的に経済刑法事象に触れてきていた研究代表者の視座からすれば、それには対処的な解決を超えた、新たな対象に適合的な基礎理論的視座に基づく提案が必要のように思われた。本研究は、その部分的な検証の試みである。

## 2. 研究の目的

経済刑法の実効性の向上や国際化への対応等についての立法論的提言を試みる為の前提作業として、競争刑法や資本市場刑法等の解釈適用論を、(1)これらの領域における不法実体を補足する道具概念としての「法益」の妥当性の概念史的検討と、それに基づく再定義、(2)EUカルテル法(競争法)等の地域経済刑法における議論に基づく同概念(もしくは、その代替または補足概念)の修正と展開、(3)我が国の実定制度・法へのフィードバック等々を通じて再構築されることの予想される理論学的な視座に立ち戻って、具体的に展開しようとするものである。

法益概念史研究、Corpus Juris 2000研究等の各作業の過程で蓄積される理論学的な知見そのものの有する刑法学上の価値に鑑み、それら作業の成果の集約自体も、副次的な目的とする。

なお、Corpus Juris 2000自体の研究は、同プロジェクトに対するEU圏経済刑法学者の正統性評価、従ってまた、理論学的インパクトの低さもあり、当初開始したものの最終的には中断して、EUカルテル法(競争法)は実効的執行手段としての刑法の機能論分析を目的とすることとした。

## 3. 研究の方法

(1)本研究は、研究代表者が単独で3年にわたって実施した図書資料・公刊情報を利用した理論研究である。ただし、部分的に、

国内外の専門家とのインタビュー及び研究会等において聴取した情報・意見を用いている。

(2)経済刑法における不法実体を補足する道具概念としての「法益」の妥当性の検討と再定義の為の方法としては、研究代表者が行った法益「概念史」研究を既済の1980年代以降現在に至る時点まで補完するという手法を用いた。

なお、その際には、非ドイツ語圏刑法学における同概念(もしくは類似概念)の展開への注目という比較法的手法を新たに用いた。

(3)経済刑法、特にEU等の地域的・国際的レベルにおける経済刑法領域における不法実体を補足する道具概念としての「法益」の妥当性の検討と再定義の為の方法としては、EU国際経済刑法論やCorpus Juris 2000等における議論の中での同概念もしくは代替概念の用法・機能の分析という手法を用いた。

また、EU経済刑法に関しては、Corpus Juris 2000における議論そのものの分析が、上述のような当該プロジェクトの性質に鑑みると、さほどの有効性を有しないことが判明してからは、実効的執行手段としての刑法という観点から、刑法の機能論分析を行った。その結果、研究代表者の従前からの研究領域である、法人ないし組織体の刑事責任に関する理論構成ということが本研究でも改めて浮かび上がることとなった。

(4)我が国の実定制度・実定法へのフィードバック等を通じた具体的な展開としては、独占禁止法・金融商品取引法・会社法罰則等、既に解釈論の為の視座が確立していると思われる経済刑法実定法規を取り上げ、そのような場合であっても、基礎的思想から逸脱し、また客観的実態から遊離した(その意味では、立法事実と適合しない)解釈が行われている、従って、解釈適用の結果が不当と思われる例を個別的に指摘するという手法を用いた。

## 4. 研究成果

(1)経済刑法における不法実体を補足する道具概念としての「法益」の妥当性は、近代・資本主義国家社会における市民層の利益保全という形成過程との関連において生じる属性からして、超国家的なレベルでの保護客体を把握することにおいては、理論学的にも現実国際経済状況的にも、大きく低減する。多数のサブシステムの相関的な変動状態を内蔵する大規模状況を補足する為には、謂わば静的な客体性・対象性を要件とする法益

概念は、本来的に十分な能力を保有していないのである。また、ある時点において阻害される特定の極部分的経済状況を何故に維持・保全すべきか、その正統性を担保する原理も見出しがたいのである。それもあってか、EU 経済法では、指令等の行動規範の発布という形態が多く採られ、その実施についても、各国への執行権限ないし義務の分配を行い、その限度で（規範化された）法益概念が用いられることとなっている。

(2) 以上のような状況を反映して、超国家的なレベルでの経済刑法の保護客体を把握する試みは、「概念史」研究の観点からすると、見るべきものが少ない。敢えて言えば、経済原理等を法益と混同する規範化・精神化が再び繰り返され、理論学的展開を阻害している。

これに対して、個別国家レベルでは、法益概念もしくは同種概念の受容がドイツ語圏を超えて生じているし、既済の 1980 年代以降現在に至る時点までの概念史の展開には英語圏刑法学との対話ということが特徴として加えられ得る。

しかしながら、法益概念自体の理論的な進展は、1980 年代までに到達されたところを大きく超えるところは少ない。むしろ、一方では、それを前提として、換言すれば、法益概念の基本的正統性を肯定しつつ、機能的精密性を求めて、リスク社会としての現代における法益の危殆化ないし危険犯の形態ないし構造分析論が大きく展開した。他方、これまた 80 年代までと同様に、規範論を中心とする陣営からは、概念的な正統性に対する疑問を提起する過程等において、実定性の射程等について議論の深化が見られた。

本研究は、概念史の補完及び資料としての提供・公表ということを副次的目的の一つとするが、上述の危険犯論の著しい展開に伴う詳細な解析の必要性や比較法的な拡がりの結果、学界に提供し得る形態に纏めるにはなお時間を要する段階に止まっている。着実に公表していきたい。

(3) EU 等の地域的・国際的レベルにおける経済刑法領域における不法実体を補足する道具概念としての「法益」の妥当性の検討と再定義の試みは、当該領域における執行ポリシーの変更に伴い、その対象自体が謂わば喪失し、アカデミックなレベルでの議論の進展も余り見られなかった為、基本的に成果と呼ぶべきものをあげ得なかった。反面、EU 競争法等の分野で活発に展開されている課徴金等を含んだ制裁制度 [ 改革 ] 論との関連において、実効的執行手段としての刑法という観点から、刑法ないし刑罰の機能論研究を進めることができた。具体的には、経済活動主体である法人・組織体に対する刑事責任の賦課、従って、経済事犯予防の為の処罰の正

統化における組織体「文化」ないし「風土」への着眼の必要性が明らかとなった。これは既にオーストラリアや合衆国において理論的のみならず立法的にも採用された観点であるが、EU 等においてもポリシーとして導入され、英国では 2007 年企業故殺法として実定法にも用いられた。解釈適用論における成果としては、今後、我が国で近時導入され、成功例として評価されている課徴金リニエーション制度等の批判的考察を行う他、立法論としては、組織体刑事責任論を纏めていきたいと考えている。

(4) 我が国の実定制度・実定法への理論学的知見のフィードバック等を通じた具体的な展開としては、既述の通り、独占禁止法・金融商品取引法・会社法罰則等の解釈適用論の再検討を行い、研究期間内においては 2 点についてペーパーを書いた。

即ち、第 1 に、最高裁の防衛庁燃料談合事件判決及びそれに関連する実務家・研究者の議論においては、「あるべき競争」という規範の妥当状態が法益と混同され、その結果、「競争」という法益が廃絶していたとしても刑法的介入を正統化し得る、と一致して考えられていることを明らかにし、その上で、法益保護思想から為されるべき解釈論を提示した。

第 2 は、資本刑法の代表例である会社法罰則においては、特別背任罪を中心に、判例・学説一致して、会社財産という個人法益が保護されている（その意味で、刑法典の背任罪等の単純な加重類型に過ぎない）と解されているが、これは立法事実及び立法過程に照らした場合に疑問であるのみならず、会社法罰則諸規定の（文理）解釈からしても正当化できないものであることを明らかにし、その上で、健全な会社資本の有する社会経済基盤にとっての機能という社会的法益を守る罪として再構成すべきであり、それは延いては刑法典の解釈適用にも影響を与え得ることを主張した。

部分的検証としては、十分なものといえ得ると考えている。

(5) 本研究は、経済刑法の実効性の向上や国際化への対応等についての立法論的提言を試みる為の前提作業としての、理論学的基礎の再確認及び再確認した知見による部分的検証の試みであり、その直接的成果としては、より広範囲に亘る検証結果の提示が期待され得る。可能なものから順次個別的なペーパーとして纏め公表し続けて行く予定である。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

伊東研祐、会社法罰則と背任罪(刑法247条)解釈の視座、刑事法ジャーナル、査読無、17号、2009年、47~53頁

伊東研祐、保護法益としての「競争秩序」(再論)-防衛庁燃料談合事件最高裁判決等の評価を契機に-、慶應法学、査読無、14号、2009年、65~76頁

[学会発表](計0件)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]

ホームページ等  
特になし。

6. 研究組織

(1)研究代表者

伊東 研祐 (ITO H KENSUKE)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号：00107492

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし